

令和4年6月15日

会 員 各 位

熊本市歯科医師会
(社保委員会扱い)

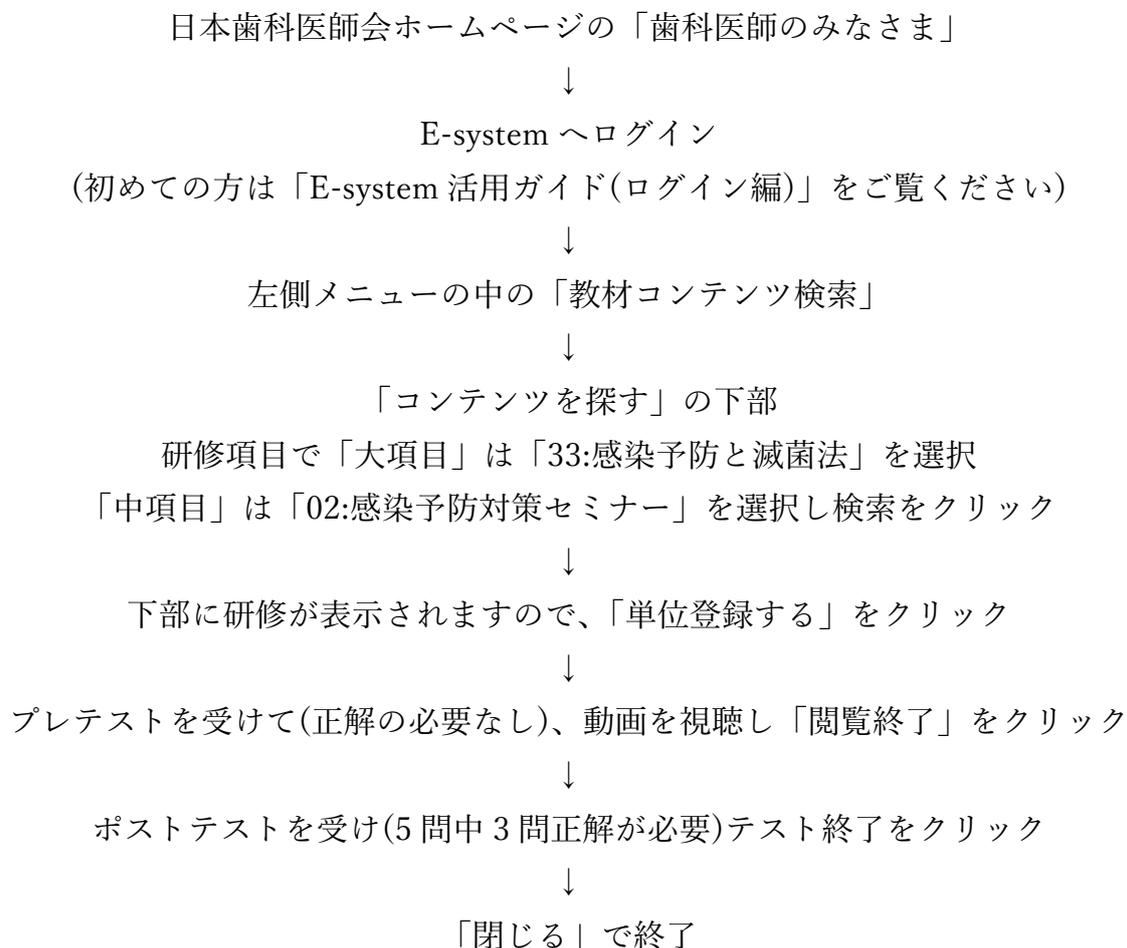
**「初診の注1」研修について
Eシステムによる受講をお願い致します！**

「初診の注1」の規定の施設基準を取得している先生方は、今回の診療報酬改定により新しくなった研修を受講し、修了証を取得する必要があります。また、研修受講の状況を毎年「7月の定例報告」で九州厚生局に報告しなければなりません。

この新しい研修は、日本歯科医師会ホームページのEシステムで受講すると、非常に簡単で短時間で済みますのでお勧めです。研修受講方法と終了証発行方法については裏面に記載しています。手順通りに受講していただければ30~40分で修了証の発行まで行うことができます。

なお、外来環、歯援診、か強診に係る研修についても、Eシステムでの研修が可能ですが、これらの施設基準については今のところ再研修の義務はありません。(※在宅療養支援歯科診療所1は、今改定で再届出が必要)施設基準取得の際の1回の研修のみで結構です。

Eシステムでの「初診の注I」研修受講方法



修了証発行方法

